

和歌山県読書バリアフリー推進計画（案）に対する御意見と県の考え方について

意見募集期間：令和4年11月21日（月）から令和4年12月21日（水）まで

意見募集結果：4者 9件

番号	計画案の頁	御意見の内容	御意見に対する県の考え方
1	-	障害のある方、その家族や支援してくださる方々が図書館を利用しやすい環境を整えてあげてほしい。	本計画は読書や図書館利用に困難のある視覚障害者、発達障害者、知的障害者、寝たきり及び上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者（以下「視覚障害者等」という。）を対象としていますが、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の読書や図書館の利用に困難を伴う人、その家族及び支援者に対する配慮も必要であると考えています。 また、今回のパブリックコメントに対しての御意見でもあったように県立図書館への個室設置につきましても今後の施策検討の参考とさせていただきます。
2	-	計画を策定して終わりではなく、利用者の意見等も聞き取りながら改良し、継続してほしい。	計画策定後も毎年計画の見直しを行う予定です。また、利用者からの御意見等については、以下の方法で引き続きお聞かせいたします。 県立図書館…館内に御意見等を投函できる箱を設置しています。また、県立図書館ホームページにも御意見等を入力できるページを設けています。 点字図書館…年に1回、利用者アンケートを実施しています。
3	-	視覚障害者に対する配慮が多いが、和歌山盲学校の児童生徒や保護者等の意見を聞く機会はあるのか。また、和歌山ろう学校に対してはどうか。 そうすることで、より地域に密着した意見を聞くことができるのではないかと。	計画案を作成するにあたり、協議会や別の会議において、和歌山盲学校関係者、身体障害の関係者及び特別支援学校関係者に参加いただいていた。また、今回実施したパブリックコメントが視覚障害及び聴覚障害の関係者に限らず、広く県民の皆様の御意見を聞かせていただく機会であったと考えています。
4	2	障害者は図書館を利用するハードルが高い、図書館に障害者登録があると知らなかったのが、広く県民に周知してほしい。登録者が増えれば、利用につながる。	県立図書館及び点字図書館では、ホームページへの掲載はすでに行っていますが、計画策定後にチラシの配布等により情報発信を行うとともに関係機関と連携し、広く周知を行う予定です。 なお、点字図書館において、今後、利用対象者の表現の見直しを予定しており、ホームページへの掲載等を通じて周知を行います。
5	-	障害がある子供を図書館に連れて行くのは難しいので、定期的に特別支援学校などに移動図書館が来て、本を借りることができれば、その本を題材にして感想文を書くなどして読書に対する世界が広がる。	県立図書館及び点字図書館では、移動図書館サービスは行っていないですが、移動図書館サービスを実施している市町村立図書館もあります。 県立図書館では、県立学校を対象とした貸出サービスを実施しており、点字図書館では、直接来館することが困難な利用者に対して、郵送による貸出サービスを実施していますので、ご利用ください。
6	-	障害がある子供の保護者からすると図書館に連れて行きたいが、大声を出すなど他の利用者の迷惑を考えると難しい。閲覧室に個室などがあると利用しやすい。	県立図書館では、個室ではありませんが一般の閲覧室とは別に児童室を設置していますので、障害の有無に関わらず、お子様と気兼ねなく御利用いただけます。
7	-	「視覚障害者等」の「等」には、読書に困難のある他の障害の方も対象になっているが、内容としては、視覚障害のある方を中心とした文章になっているので、それ以外の障害のある方の意見も聞いてみてはどうか。	上記番号3の県の考え方に記載させていただいたとおりです。
8	-	図書館を利用する際に、個室になっている部屋を貸してもらえると安心する。	大人が利用する場合は、上記番号1の県の考え方に記載させていただいたとおりです。 子供が利用する場合は、上記番号6の県の考え方に記載させていただいたとおりです。
9	-	図書館で本を借りる際に、ラミネートがかかった本があれば、破れたり汚れたりすることが少なくなるので、考えてほしい。	県立図書館では、ほとんどの本に保護フィルムを貼っていますので、安心してご利用ください。 点字図書館では、ラミネート加工を行うと点字本などは読むことができなくなるため、加工はしていませんが、破れたり汚れたりした場合は、再度本を製作しますので、気にせず利用いただいて構いません。